

II 認定 NPO 法人等の申請手続き

II 認定 NPO 法人等の申請手続き

NPO 法人

特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人をいいます（法2②、10①）。

事前相談(任意)

- ◎ 認定申請をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。
 - 問い合わせ先

【岡山県所轄の NPO 法人：岡山県県民生活交通課】	086-226-7247
【岡山市所轄の NPO 法人：岡山市市民協働企画総務課】	086-803-1061
 - 認定を受けるための基準についてはP24～38をご確認ください。

申請書提出

- ◎ NPO法人の所轄庁に、認定（特例認定）申請書を提出してください。
 - 申請手続についてはP13～23をご確認ください。
 - 申請様式については「様式」P61以後をご確認ください。

実態確認等

- ◎ 所轄庁の担当者が実態確認等を行う場合があります（法73）。
 - 確認させていただく資料（例）についてはP23をご確認ください。

—認定NPO法人—

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資するものとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます（法2③、44①）。

—特例認定NPO法人—

NPO法人の設立の日から5年を経過しないもので、その運営組織及び事業活動が適正であって、特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し、公益の増進に資すると見込まれるものとして、所轄庁の特例認定を受けたものをいいます（法2④、58①）。

👉 【令和2年改正点】

役員報酬規程等の提出

(P39参照)

- ◎ 認定NPO法人等は、役員報酬規程等及び助成金支給の実績等に関する書類を所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません。ただし、役員報酬規程と職員給与規程については、既に所轄庁に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です（法55①②、62）。

情報公開

(P42参照)

- ◎ 認定NPO法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません（法52④、54④、62）。なお、閲覧させる際は、役員名簿・社員名簿等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（法52⑤）。

異動の届出等

(P40参照)

- ◎ 認定NPO法人等は、認定等されたとき、代表者の変更があったときなど所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等（添付書類を含みます。）を、所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（法49④、52①～③、53①④、62、法規30、31②）。

1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請の手続き

(1) 認定を受けようとする場合

イ 認定NPO法人として、認定を受けようとするNPO法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～④の書類を作成し、所轄庁に提出してください（法44②）。

(注) 申請書及び添付書類については、P61～P100をご覧ください。

提出書類		様式	部数	参照ページ
①	認定又は特例認定を受けるための申請書	第17号	1	P61～P62
②	実績判定期間内の日を含む、各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの） (注1)	任意	1	P64
③	認定の基準に適合する旨を説明する書類、及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 (注2)	任意	2	P65～P99
④	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	任意	2	P100

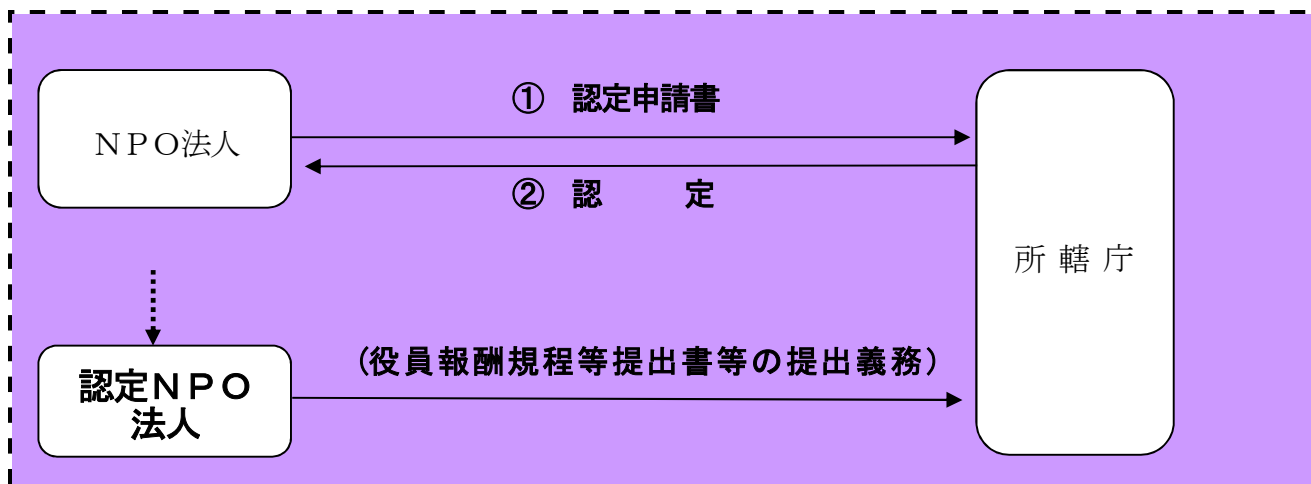
(注1) 「実績判定期間」とは、認定を受けようとするNPO法人の、直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③）。詳しくは、P15～P17の「2 実績判定期間」を参照してください。

(注2) 認定の各基準についてはP24～P36を、欠格事由についてはP37～P38をご覧ください。

ロ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります（法45①八）。

ハ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

(注) 認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（P14の「(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（法51②）。



(2) 特例認定を受けようとする場合

イ 特例認定 NPO 法人として特例認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～③の書類を作成し、所轄庁に提出してください（法 44②、58②）。

(注) 申請書及び添付書類については P 61～P 100 をご覧ください。

提出書類		様式	部数	参照ページ
①	認定又は特例認定を受けるための申請書	第 17 号	1	P61～P62
②	特例認定の基準に適合する旨を説明する書類、及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（注 1）（注 2）	任意	2	P65～P99
③	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	任意	2	P100

(注 1) 特例認定の各基準及び欠格事由については「Ⅲ 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準（P S T 基準を除きます。）」（P 24～P 38）をご覧ください。

(注 2) 特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法 44③、58②）。詳しくは、P 15～P 17 の「2 実績判定期間」を参照してください。

ロ 特例認定の申請ができる NPO 法人は、次の①～③の基準に、適合する必要があります（法 45①八、59 一～三）。

- ① 特例認定の申請書を提出した日を含む、事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること
- ② 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること
- ③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと

ハ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して、3 年となります（法 60）。

特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効しますので、特例認定の有効期間中、又は有効期間の経過後に、認定 NPO 法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

なお、特例認定の有効期間中に認定 NPO 法人として認定を受けた場合には、特例認定の効力を失います（法 61①四）。

(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

イ 認定の有効期間の更新を受けようとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の 6 月前から 3 月前までの間（以下「更新申請期間」といいます。）に、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～③の書類を作成し、所轄庁に提出してください（法 51②③⑤）。

添付書類		様式	部数	参照ページ
①	認定の有効期間の更新の申請書	第18号	1	P101～P102
②	認定の基準に適合する旨を説明する書類、及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（注1）	任意	2	P65～P99
③	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	任意	2	P100

（注1）更新に係る認定の基準についてはP24～P36を、欠格事由についてはP37～P38をご覧ください。

（注）申請書及び添付書類については、P101～P104、P65～P99をご覧ください。認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、当該名簿の作成の日から5年間、事務所に備え置く必要があります（法51⑤、54②一）。

（注）認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③、51⑤）。

（注）上記②、③に係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（法51⑤ただし書）。

ロ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（法51①）。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法51④）。

2 実績判定期間

実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人、又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法44③、51⑤、58②）。

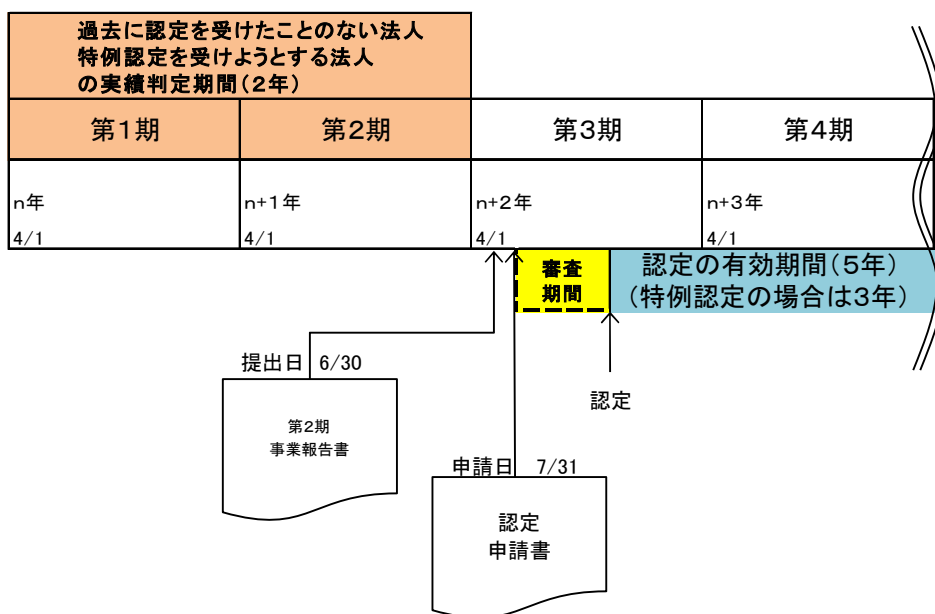
【具体例1】

《過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）の申請の場合》

- 法人の事業年度..... 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日..... (n+2)年6月30日
- 申請書を提出した日..... (n+2)年7月31日(第3期)

実績判定期間は、(n)年4月1日(第1期)～(n+2)年3月31日(第2期)

過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）が、申請を行う場合の実績判定期間は、「(n)年4月1日(第1期)から(n+2)年3月31日(第2期)」までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールは、おおむね次のとおり。

- 法人の事業年度..... 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日..... (n+2)年6月30日
- 初回の認定申請書の提出日..... (n+3)年3月16日
- 認定の有効期間..... (n+3)年8月1日～(n+8)年7月31日
- 更新の申請期間..... (n+8)年1月31日～(n+8)年4月30日
- 更新の申請書の提出日..... ケースA又はケースBのとおり

【ケースA】更新申請期間中の「(n+8)年1月31日～(n+8)年3月31日」に更新の申請書を提出する場合

この場合の実績判定期間は、

(n+2)年4月1日(第3期)～(n+7)年3月31日(第7期)

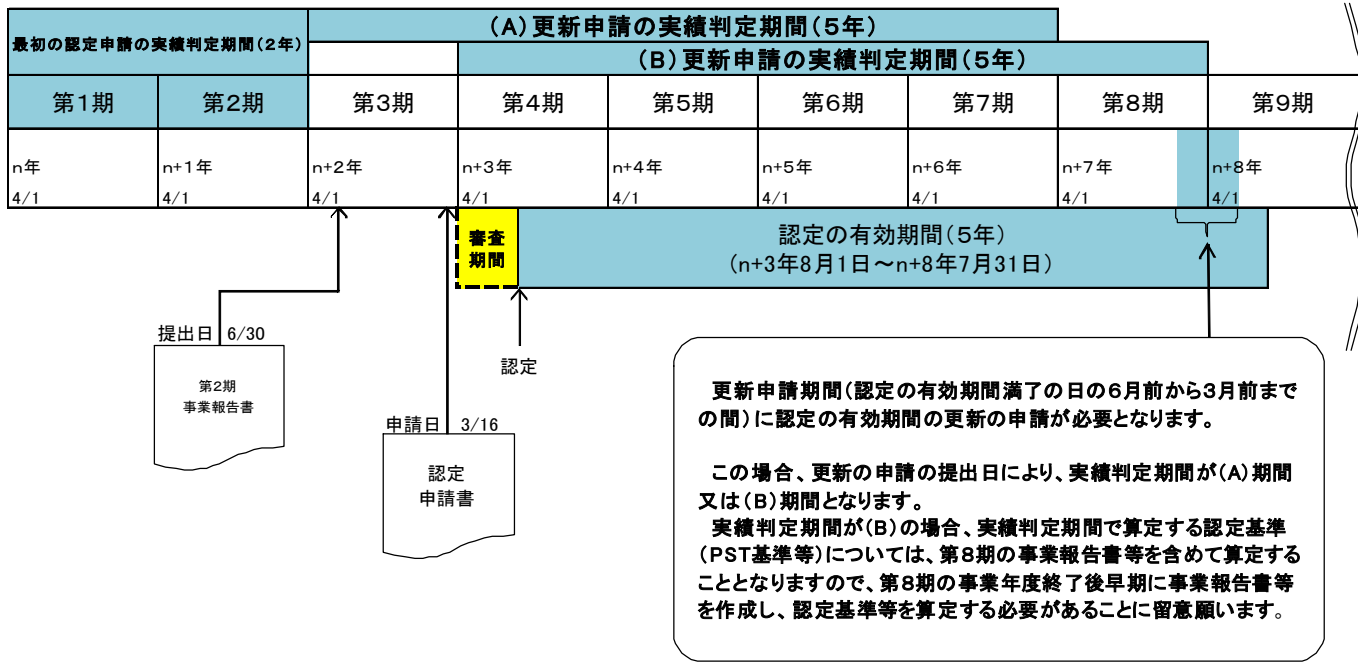
更新申請期間中の「(n+8)年1月31日～(n+8)年3月31日」の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、「(n+2)年4月1日(第3期)～(n+7)年3月31日(第7期)」となります。この場合の実績判定期間で算定する認定基準(PST基準等)については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

【ケースB】更新申請期間中の「(n+8)年4月1日～(n+8)年4月30日」に更新の申請書を提出する場合

この場合の実績判定期間は、

(n+3)年4月1日(第4期)～(n+8)年3月31日(第8期)

更新申請期間中の「(n+8)年4月1日～(n+8)年4月30日」に更新の申請書を提出する場合の、実績判定期間は、「(n+3)年4月1日(第4期)～(n+8)年3月31日(第8期)」となります。この場合の実績判定期間で算定する認定基準(PST基準等)については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後、早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。



【具体例3】

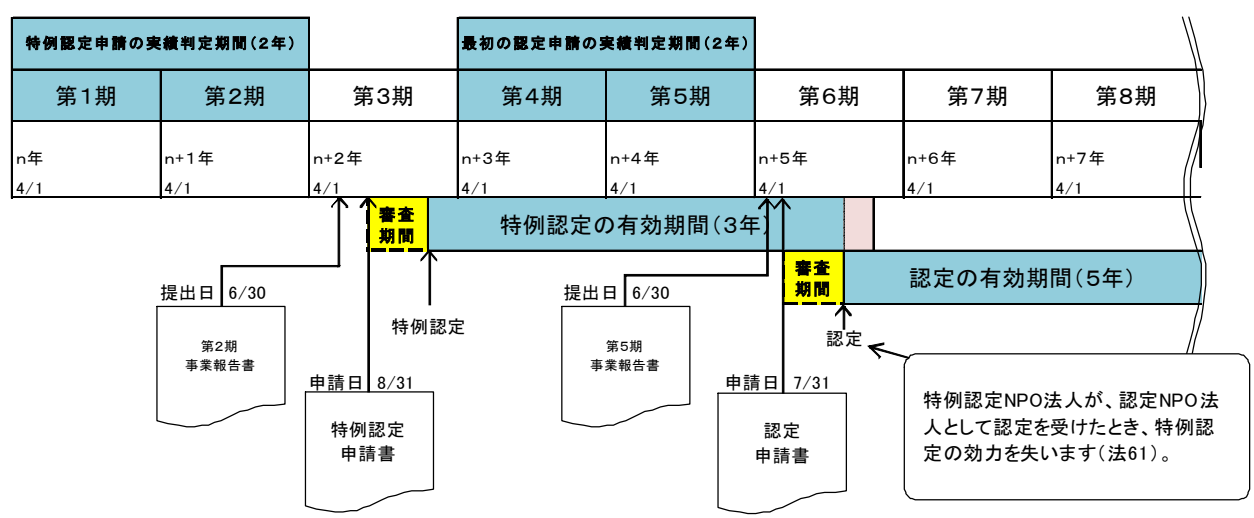
特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールは、おおむね次のとおり。

- 法人の事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日 : (n+2)年6月30日
- 特例認定申請書の提出日 : (n+2)年8月31日
- 特例認定申請に係る実績判定期間 : (n)年4月1日(第1期)～(n+2)年3月31日(第2期)
- 特例認定の有効期間 : (n+2)年12月16日～(n+5)年11月15日
- 認定申請書の提出日 : (n+5)年7月31日

この場合の実績判定期間は、

(n+3)年4月1日(第4期)～(n+5)年3月31日(第5期)

- 認定の有効期間 : (n+5)年11月16日～(n+10)年11月15日



3 認定等の基準の概要

認定 NPO 法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次に掲げる(1)から(8)までの基準に適合する必要があります(法 44①、45)。

また、特例認定 NPO 法人として特例認定を受けるためには、NPO 法人として新たに設立されたものうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる(2)から(10)までの基準に適合する必要があります(法 45、58、59)。

次表は認定基準等の概要をまとめたものですが、詳細については P 24 以降をご覧ください。

項 目	認 定 基 準 の 概 要
(1) パブリック・サポート・テスト (PST) について	<p>広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の3つの基準のいずれかに適合すること。</p> <p>1 相対値基準</p> <p>イ 原則 実績判定期間における</p> $\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$ <p>(注) 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、P 2 5 ~ P 2 7を参照してください。</p> <p>ロ 小規模法人の特例 実績判定期間における</p> $\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$ <p>(注1) 上記の小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。</p> <p>(注2) 小規模法人の定義、ニ、ホ、ヘの金額については、P 2 4 及びP 2 7~P 2 8を参照してください。</p> <p>※ 上記イ又はロの相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等をPSTの分母・分子に算入することができます。その詳細については、P 2 9~P 3 0を参照してください。</p> <p>2 絶対値基準</p> <p>実績判定期間内の、各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上 (ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上) である寄附者の数の合計数が、年平均 100 人以上であること。</p> <p>(注1) 氏名又は名称及び住所が、明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>(注2) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて、一人として数えます。</p> <p>(注3) 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。</p> <p>(注4) 休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成 28 年法律第 101 号)に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。</p>

	<p>3 条例個別指定基準</p> <p>都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として、条例により個別に指定した NPO 法人（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する NPO 法人に限ります。）については、パブリックサポートテスト基準を満たしているものとして取り扱われます。</p>
(2) 活動の対象について	<p>実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動</p> <p>※ (1) 3 の都道府県又は市区町村が、条例により個別に指定した NPO 法人については、ロのうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。</p>
(3) 運営組織及び経理について	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。</p> <p>① $\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$</p> <p>② $\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること。 ハ 会計について、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第 53 条～第 59 条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。 ニ 不適正な経理を行っていないこと。</p>
(4) 事業活動について	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 次に掲げる活動を行っていないこと。</p> <p>① 宗教活動 ② 政治活動 ③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動</p> <p>ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。</p>

	<p>ハ 実績判定期間における 特定非営利活動に係る事業費 \div 総事業費 \geq 80%</p> <p>ニ 実績判定期間における 受け入れ寄付金総額のうち 特定非営利活動に係る事業費 に充てた額 \div 受入寄付金総額 \geq 70%</p>
(5) 情報公開について	<p>次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。</p> <p>イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ ① 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄付金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>③ 助成の実績を記載した書類</p>
(6) 事業報告書類等の提出について	各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること。
(7) 不正行為等について	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。
(8) 設立後の経過期間について	認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。
(9) 過去の認定等の有無について	過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと。
(10) 設立の日からの経過期間について	特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から 5 年を経過しない法人であること。

認定 NPO 法人等の上記基準のうち、(1)の 1 と 2、(2)、(4)のハとニの基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(3)、(4)のイとロ、(5)、(6)、(7)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく、認定時又は特例認定時まで適合している必要があります（ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5)ロの基準を除きます。）
(法 45①九)。

認定又は特例認定を受けた後に(3)、(4)のイとロ、(7)の基準に適合しなくなった場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法 67②）。

4 欠格事由の概要

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は、認定又は特例認定を受けることができません（法47、62）。

次表は、各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細についてはP37～P38をご覧ください。

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	<p>NPO 法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定NPO 法人又は当該特例認定NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 3 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 4 暴力団の構成員等
(2) 認定等取消の日から5年を経過していない	<p>認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。</p>
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	<p>NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。</p>
(4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている	<p>国税又は地方税の滞納処分の執行がされているNPO 法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないNPO 法人は、欠格事由に該当します。</p>
(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない	<p>国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO 法人は、欠格事由に該当します。</p>
(6) 次のいずれかに該当する	<p>NPO 法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団 2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

【参考】 認定・特例認定申請にあたって確認させていただく資料（例）

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として、次の書類を提示（又は提出）していただくことがあります。

確認させていただく書類の事例		(参考) 確認する主な認定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例) ・ 事業費と管理費の区分基準 ・ 役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。